公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第７７１号
大阪府吹田市江坂町１丁目12番20―606号
債務者　鈴木　典子
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山根　倫明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７７２号
大阪府吹田市江坂町１丁目12番20―606号
債務者　鈴木　浩之
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山根　倫明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８３８号
大阪府八尾市桂町１丁目19番地の１
債務者　野口　秀明
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山根　倫明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月24日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７９号
神戸市垂水区多聞台３丁目18番36―504号、従前の住所神戸市垂水区神陵台２丁目１番61―505号
債務者　濵本　　衛
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　持田　俊介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月23日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７４０号
兵庫県加古川市上荘町都台１丁目27番地の12
債務者　センターハウスこと　中家　義人
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊井　公策
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１６号
群馬県太田市新田市野井町2737番地
債務者　関口　　孝
1　決定年月日時　平成24年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　正人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月14日午後４時
5　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第９１７号
大阪市生野区巽南３丁目９番５号
債務者　大橋　洋子
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝内伸治郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月28日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９５３号
大阪市福島区福島３丁目６番６―401号、前住所大阪府豊中市東豊中町６丁目15番40号
債務者　山田佳奈美
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　幸治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月28日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６８号
大阪府富田林市喜志町３―11―１　ヤマザキビル３階　ＣＳ　ＯＮＥ内、住民票上の住所大阪府富田林市喜志町３丁目11番１号
債務者　大谷　朋也
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部秀一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月28日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５２３号
大阪府松原市天美東８丁目７番20号
債務者　碓井トクヱ
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部秀一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月28日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１７８号
堺市西区平岡町402番地１
債務者　森　　康二
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部秀一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月28日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９号
和歌山市加太746番地の59
債務者　山本　さく
1　決定年月日時　平成24年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長岡健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月28日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第５１４号
札幌市白石区菊水元町７条３丁目２番12号
債務者　島　　博雅
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡崎　拓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月23日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７５７号
愛知県岡崎市岩津町字新城35番地　市営岩津住宅２―707
債務者　青山優美子
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　洋一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月４日午後２時50分
5　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第６４２号
堺市東区日置荘西町３丁32番１―1007号
債務者　品川　真琴
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大江　千佳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月４日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７８５号
大阪府和泉市鶴山台２丁目１番２―608号、前住所堺市北区中百舌鳥町４丁468番地
債務者　鈴木　常夫
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大江　千佳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月４日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係